

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月10日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特機契第 1100 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 15、28

(2) 購入等件名及び数量

監視中継装置 9 式ほか 8 点製造

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 納入期限 令和5年2月28日

(5) 納入場所 室蘭浮標置場ほか 18箇所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ

先 政府電子調達（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国

際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和4年6月8日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和4年7月25日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和4年8月9日 13時30分 場所は海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be

procured: 15,28

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:
Equipment for Monitoring relay 9 sets and other 8 items.

(4) Delivery limit: 28. February. 2023.

(5) Delivery place: Muroran Buoy Yard and other 18 places.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under

cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Manufacturing in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender; 17:00, 25. July. 2022.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,
Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976
Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(総合評価落札方式)

契約番号：特機契第 1100 号
契約件名：監視中継装置9式ほか8点製造

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙様式 1 - 1 入札書 (海上保安庁様式)
様式 - 1 紙入札方式参加願
様式 - 2 確認書 (電子入札参加申し込み用)
様式 - 3 ICカード変更承諾申請書
様式 - 4 期間委任状
様式 - 5 都度委任状
別冊 契約書 (案)
別冊 仕様書
別冊 総合評価基準

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和4年5月10日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
監視中継装置9式ほか8点製造
 - (2) 契約内容
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
令和5年1月31日、令和5年2月28日
 - (4) 納入場所
室蘭浮標置場ほか18箇所
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁交通部整備課 跡上
03-3591-6361 (内線6760)
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査に書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が3MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和4年6月8日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

- 電子調達システムにより入札参加する場合
- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
 - ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
 - ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
 - ・総合評価基準(提出先上記2(5))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
- ・総合評価基準(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和4年7月15日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健

TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付期間

令和4年5月10日 から 令和4年6月8日 まで

(4) 入札書及び総合評価に関する書類の提出期限

令和4年7月25日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙様式1-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載)しなければならない。

入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、ICカード変更承諾申請書（様式3）を提出すること。
また、ICカード変更承諾申請書には変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和4年8月9日 13時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、支出負担行為担当官が本入札説明書で指定する、性能、機能等の要件のうち必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の申込みに係わる性能等の各評価項目の得点（以下、「得点」という。）について、下の式に得た数値の最も高い者を落札者とする。

計算式： 基礎点×（1－入札価格÷予定価格）＋付加点

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者から上記方法をもって落札者を決定することがある。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき得点について、数値の最も高い者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 数値の最も高い得点となった者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 数値の最も高い得点となった者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 数値の最も高い得点となった者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 監視中継装置9式ほか8点製造

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 監視中継装置9式ほか8点製造

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

(様式-2) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 監視中継装置9式ほか8点製造

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

FAX番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、発注者にICカード変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、ICカード変更承諾申請書には、変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後のICカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式4

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印 印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

様式5

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印 印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:監視中継装置9式ほか8点製造」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

令和4年度

特機契第1100号

物品製造請負契約書

物品製造請負契約書

収入
印紙

1. 製造物品 監視中継装置9式ほか8点製造
2. 請負金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品名	規格	単位	数量	単価	合価	摘要
別紙内訳書のとおり						

3. 引渡期限 令和5年1月31日、令和5年2月28日
4. 引渡場所 室蘭浮標置場ほか18箇所
5. 契約保証金 免除

上記物品の製造について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 を、発注者とし、
を受注者として、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の製造物品(以下「物品」という。)を引渡期限までに完成して、これを引渡場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において製造を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したとき、製造工程表及び製造費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 製造物件又は製造場所に搬入した検査済み製造材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 削除

(再委託受託者に対する監督)

第7条 削除

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等での契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、製造の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第10条 受注者の負担に属する製造材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

- 2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等を仕分けその他の方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって製造場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく、当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、完成後外部から容易に見ることのできない部分の製造について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

5 受注者が前項の規定に違反して施行したとき、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

第11条 発注者は、物品製造用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により、弁償するものとする。

3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、製造の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

第12条 受注者は、指定品として仕様書等に記載する製造材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

(仕様書等に不適合の場合)

第13条 受注者は、製造の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

(廃材等の処理)

第14条 受注者は、官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第15条 受注者は、物品又はその製造について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(製造の変更等)

第17条 発注者は、その都合により、製造内容を変更し、又は一時製造を中止し、若しくはこれを打切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、製造費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(引渡期限の変更等)

第18条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第19条 受注者は、物品の製造終了予定日の5日前までに、製造終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、製造終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

- 5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 6 受注者は、検査職員から製造の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 7 受注者は、検査職員の指示に従い、物品の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 8 物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第20条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

- (1) 仕様書等に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったときその他製造の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(物品の引渡し)

第21条 受注者は、物品が第19条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

- 2 受注者は、物品の引渡場所が第19条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を発注者があらかじめ指定する引渡場所の職員その他の責任者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置するものとする。
- 4 隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異状のないことを確認したときに、完了するものとする。
- 5 物品の所有権は、その引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。
- 6 物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。
- 7 受注者は、第1項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由により物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

する。

第22条 発注者は、物品の一部が完成した場合においては、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第23条 発注者は、第21条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第24条 削除

(遅延利息)

第25条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例

に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第26条 受注者は、所定の期限までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第27条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期間満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第21条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は、遅滞金に算入しない。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他の製造の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請求金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第29条 物品の引渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により製造物品及び製造材料（以下「製造物品等」という。）について生じた

損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 天災地変その他の不可抗力により製造物品等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 製造物品等を火災保険等に付している場合において、製造物品等に損害が生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第30条 受注者は、物品の引渡しの日から1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日までの間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（物品を装備した船舶の配属先の管区海上保安本部長を含む。以下本条においても同じ）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の規定により契約不適合を修補する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修補をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって、他の工場で修補をすることができるものとする。この場合において、受注者の負担する費用は、工場において、修補をした場合に要する費用に相当する額を限度とする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第31条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき（第33条の場合を除く）。
- 二 受注者が引渡期限までに物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
- 三 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- 五 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しく

は監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明になったとき。

- 2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

第32条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により製造の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第33条 受注者は、第17条の規定による製造内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による製造中止の期間が製造期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第34条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第24条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、製造費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第19条、第21条、第23条及び第25条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第35条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第36条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第37条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争の解決）

第38条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住 所	
	氏 名	

交 整 仕 0 4 0 9
令 和 4 年 3 月

監視中継装置 9 式ほか 8 点製造

仕 様 書

海 上 保 安 庁

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達する監視中継装置及び特定小電力型監視装置について適用する。

2 件名

監視中継装置 9 式ほか 8 点製造

3 品目、数量及び納入場所

別紙「納入内訳書」のとおり。

4 定格、各部の構成、各部の構造及び必要条件

交整仕 E-33「監視中継装置（EUD-1）製造仕様書」及び交整仕 W-42「特定小電力型監視装置（KUD-2）及び交整仕 C-195「灯火監視装置（KUD-1B）製造仕様書」による。

5 納入期限

別紙「納入内訳書」のとおり。

6 検査

検査については当庁検査職員による検査合格をもって履行完了とする。

7 支払い

支払いは検査合格後一括払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

8 特記事項

- (1) 受注者は、契約後速やかに「納入物品価格内訳書」を 1 部提出すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合、当庁監督職員と協議し指示に従うこと。
- (3) 他契約の航路標識の監視にかかるクラウド運用保守業務の請負者と連携、連絡を密にとり、本システム全体が正常に動作するよう相互に協力すること。
- (4) 入札参加にあたり、別添「海上保安庁航路標識機器等技術調査願」を提出し、交通部整備課長の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得るものとする。
- (5) 梱包には、その内容を明らかにした内訳書を添付すること。
- (6) 本体各部及び構成品には市販製品を使用してもよいが、サプライチェーン・リスクに係る懸念がない機器とすることとし、予め当庁に機器等リストを提出し、当庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当庁と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

納入内訳書(1/2)

管 区		第一管区		第二管区		第三管区		第四管区			第五管区		第六管区				第七管区		第十一管区	海上保安庁	1 回 目 合 計			
標 識 管 理 事 務 所		室蘭(保)	交通部整備課	宮城(保)	交通部整備課	千葉(保)	交通部整備課	名古屋(保)	鳥羽(保)	交通部整備課	神戸(保)	交通部整備課	広島(保)	徳山(保)	高松(保)	松山(保)	交通部整備課	門司(保)	交通部整備課	交通整備課		交通整備課		
納 入 場 所		室蘭浮標置場	交通部整備課	宮城(保)	交通部整備課	千葉(保)	交通部整備課	名古屋港浮標基地			大阪浮標基地		広島浮標基地				関門浮標基地	交通部整備課	交通整備課	交通整備課				
		北海道室蘭市祝津1-259	北海道小樽市港町5-2	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	千葉県千葉市中央区中央港1-12-2	神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	愛知県名古屋市港区東築地町28-2			愛知県名古屋市港区入船2-3-12		大阪府大阪市此花区梅町2-1-95		兵庫県神戸市中央区波止場町1-1		広島県安芸郡坂町鰯尾1-4-10				広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	山口県下関市彦島塩浜町2-1-13	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	沖縄県那覇市港町2-11-1
区分	単位																							
1.監視中継装置(EUD-1)	式	1		1		2													1		1		6	
<1式の内訳>																								
本体	式	1		1		1													1		1			
付属品	式	1		1		1													1		1			
2.予備品	式	1		1		2													1		1		6	
3.完成図書(CD版)	部		1	1	1	1	1														1	1	1	8
4.特定小電力型監視装置(KUD-2)	式	5		1		6		3	2		11								10		2		40	
<1式の内訳>																								
本体	式	1		1		1		1	1		1								1		1			
付属品	式	1		1		1		1	1		1								1		1			
5.予備品	式	5		1		6		3	2		11								10		2		40	
6.完成図書(CD版)	部		1	1	1	1	1			1	1										1	1	1	10
7.灯火監視装置(KUD-1B)	式							6			1		7	8	8	2			6				38	
<1式の内訳>																								
本体	式							1			1		1	1	1	1			1					
付属品	式							1			1		1	1	1	1			1					
8.予備品	式							6			1		7	8	8	2			6				38	
9.完成図書(CD版)	部									1	1								1		1		5	
納 入 期 限	令和5年1月31日																							
指 示 事 項	1 監視中継装置 4.4 所要電源：一、二、三管区分…AC100V 50Hz、七、十一管区分…AC100V 60Hz 5.2 付属品：設定用端末は不要、ケーブル長：12m(ケーブルは片端子、コネクタ添付) 2 特定小電力型監視装置 4.11 所要電源：DC12V 5.2 付属品：ケーブル長：12m 3 灯火監視装置 4.5 所要電源：DC12V(第五管区納品分×1は所要電源：DC24V) 5.2 付属品：ケーブル長：12m(第五管区納品分×1はケーブル長25m)																							
備 考	(保)：海上保安部交通課の略																							

納入内訳書(2/2)

管 区		第三管区				第四管区		第五管区			第六管区				第七管区			第十一管区	海上保安庁	2 回 目 合 計	総 計	
標 識 管 理 事 務 所		千葉(保)	横浜(保)	横須賀(保)	交通部整備課	鳥羽(保)	交通部整備課	姫路(保)	和歌山(保)	交通部整備課	呉(保)	今治(保)	尾道(保)	交通部整備課	仙崎(保)	若松(保)	交通部整備課	交通整備課	交通部整備課			
納 入 場 所		千葉(保)	横浜(保)	横須賀(保)	交通部整備課	名古屋港浮標基地	交通部整備課	大阪浮標基地		交通部整備課	広島浮標基地			交通部整備課	仙崎(保)	若松海上保安部別棟倉	交通部整備課	交通整備課	交通整備課			
		千葉県千葉市中央区中央港1-12-2	神奈川県横浜市中区新港1-2-1	神奈川県横須賀市田浦港無番地	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	愛知県名古屋港区東築地町28-2	愛知県名古屋港区入船2-3-12	大阪府大阪市此花区梅町2-1-95		神戸市中央区波止場町1-1	広島県安芸郡坂町鯛尾1-4-10			広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	山口県下関市彦島塩浜町2-1-13	福岡県北九州市若松区本町1-13-12	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	沖縄県那覇市港町2-11-1	東京都千代田区霞が関2-1-3			
区 分	単位																					
1.監視中継装置(EUD-1)	式							1	1										1		3	9
<1式の内訳>																						
本体	式							1	1										1			
付属品	式							1	1										1			
2.予備品	式							1	1										1		3	9
3.完成図書(CD版)	部									1									1	1	3	11
4.特定小電力型監視装置(KUD-2)	式	6	1	1				3	4					1			15		3		34	74
<1式の内訳>																						
本体	式	1	1	1				1	1					1			1		1			
付属品	式	1	1	1				1	1					1			1		1			
5.予備品	式	6	1	1				3	4					1			15		3		34	74
6.完成図書(CD版)	部	1	1	1	1					1						1	1	1	1	1	10	20
7.灯火監視装置(KUD-1B)	式					5		2			4	4	6		1	3					25	63
<1式の内訳>																						
本体	式					1		1			1	1	1		1	1						
付属品	式					1		1			1	1	1		1	1						
8.予備品	式					5		2			4	4	6		1	3					25	63
9.完成図書(CD版)	部					1				1					1	1				1	6	11
納 入 期 限		令和5年2月28日																				
指 示 事 項		1 監視中継装置 4.4 所要電源:五、十一管区分…AC100V 60Hz 5.2 付属品:設定用端末は不要、ケーブル長:12m(ケーブルは片端子、コネクタ添付) 2 特定小電力型監視装置 4.11 所要電源:DC12V 5.2 付属品:ケーブル長:12m 3 灯火監視装置 4.5 所要電源:DC12V 5.2 付属品:ケーブル長:12m																				
備 考		(保):海上保安部交通課の略																				

交 整 仕 E - 3 3
平 成 30 年 6 月 制 定

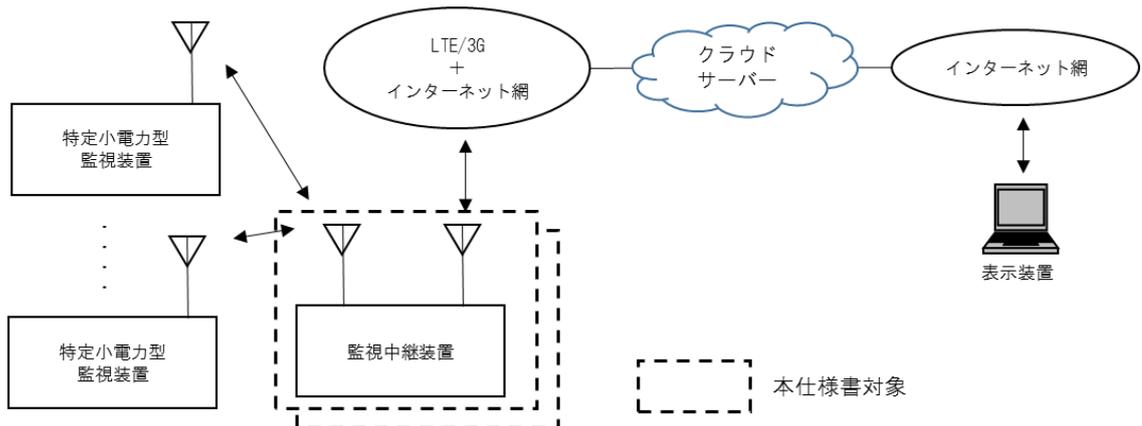
監 視 中 繼 装 置 (E U D - 1)
製 造 仕 様 書

海 上 保 安 庁

1. 概 説

1.1 用 途

本装置は、灯台、灯浮標及び灯標（以下、「航路標識」という。）に設置する特定小電力型監視装置から伝送される航路標識の灯火、位置等の情報を LTE/3G 回線を介し、クラウドサーバー上のプログラムに中継するものであり、プログラム処理されたデータにより海上保安部等に設置した表示装置（小型電子計算機）で航路標識の監視制御を行うものである。



1.2 仕様書等

本仕様書及び航路標識等機器共通仕様書（交整仕 G-7）によるほか、下記（1）項の関連仕様書によるものとし、（2）項の公の規格等に準拠すること。

（1）関連仕様書

特定小電力型監視装置（KUD-2）

灯火監視クラウドシステム構築業務（交整仕 2908）

（2）公の規格等

日本工業規格（JIS）

日本国内電波関係法令

ARIB STD-T108

情報処理装置等電波障害自主規制協議会（VCCI）基準

2. 品 名

監視中継装置

3. 構 成

本装置の構成は次のとおりとする。

監視中継装置 1 式

付属品 1 式

予備品 1 式

4. 定 格

4.1 無線中継部（対 特定小電力型監視装置）

4.1.1 送受信周波数

920.6～923.4MHz

4.1.2 送信出力

20mW（13dBm）

4.1.3 変調方式

周波数拡散変調

4.1.4 周波数拡散率

SF12

4.1.5 周波数帯域幅

200kHz

4.1.6 同時受信チャンネル数

8チャンネル以上

4.1.7 通信方式

単信方式

4.1.8 電波型式

F1D

4.1.9 空中線指向性

無指向性

4.1.10 空中線利得

2dBi 以上 3dBi 以下

4.1.11 技術基準適合証明

送受信装置、空中線ともに、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）に基づく、技術基準適合証明を取得していること。

4.2 無線中継部（対 クラウドサーバー上のプログラム）

4.2.1 通信方式

LTE/3G

4.2.2 ネットワークプロトコル

TCP/IP

4.2.3 通信プロトコル

MQTT

4.3 技術基準適合証明

無線装置、空中線ともに、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）に基づく、技術基準適合証明を取得していること。

4.4 所要電源

1 φ AC100V 50Hz 又は 60Hz (別途指示する)

5. 各部の構成

5.1 監視中継装置

本体 (第 1 図の系統を標準とする)

通信用空中線 (特定小電力用)

通信用空中線 (LTE/3G 用)

5.2 付属品

本体取付金具

空中線取付金具

ケーブル類 (電源ケーブルを除く)

設定用端末 (別途指示する)

市販製品の付属品

その他、保守点検上必要な特殊工具が有る場合は添付すること。

5.3 予備品

ヒューズ 第 1 表による

発光ダイオード 第 1 表による

6. 各部の構造

6.1 本体

6.1.1 外形寸法及び重量は次のとおりとし、外観は第 2 図を標準とする。

前幅 400 mm 以下

奥行 200 mm 以下

高さ 350 mm 以下

重量 15kg 以下

6.1.2 レーダー施設、信号所等の陸上施設の屋外に設置するものであり、確実かつ容易に取付できる構造であること。

6.1.3 筐体の防水性能は、IPX5 以上とし、樹脂ボックス等を使用しても構わないが、耐候性を考慮すること。

6.1.4 壁掛型であること。

6.1.5 筐体の適当な位置に通信用空中線及び電源線用の接栓又は引込口を設けること。

なお、接栓又は引込口は防水コネクタグランドにより防水処置を行うこと。

6.1.6 本体内部に以下を表示すること。

動作状況 (電源 ON/OFF、正常/異常)

無線通信状態及び通信状況

6.1.7 電源部を別に設けても構わないが、筐体の防水性能等は本体筐体と同等と

し、予め監督職員の承諾を得ること。

6.2 通信用空中線

通信用空中線は、屋外設置型とし、防水性能は IPX6 以上とする。

6.3 避雷器

電源用及び空中線用に避雷器を設ける。

6.4 設定用端末

設定用端末は、携帯型とし、制御部と接続して設定変更が行える構造であること。

なお、市販のパソコン等を使用しても差し支えないが、予め承認を得ること。

7. 必要条件

7.1 材料についての条件

本体各部には市販製品を使用しても良いが、次に示す条件を満足すること。
なお、使用にあたっては、予め監督職員の承諾を得ること。

(1) 材料及び部品は、振動、衝撃に十分耐えるものを使用すること。

(2) 主要演算はマイクロプロセッサによること。

(3) 主要記録素子は半導体 ROM 及び RAM を使用すること。

7.2 機械工作についての条件

7.2.1 本体筐体塗装

塗装色はマンセル 2.5Y/8/2 半つやを標準とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議する。また、一般市販品を使用する場合はこの限りでない。

7.2.2 空中線取付金具

堅牢強固に通信用空中線を取付可能な構造とすること。

7.3 機能についての条件

特定小電力型監視装置及び既存の「灯火監視クラウドシステム構築業務」で作成したクラウドサーバー上のプログラムと連携して以下の動作が行えること。

7.3.1 特定小電力型監視装置から伝送される以下のデータについて、クラウドサーバー上のプログラムに中継すること。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 標識名称 | ID |
| (2) 送信時刻 | 年月日時分秒 |
| (3) 灯火の情報 | 正常点灯、灯質異常、消灯 |
| (4) 蓄電池の状態 | 電圧、温度 |
| (5) 位置情報 | 緯度経度 |
| (6) 衝突センサーの動作状態 | 動作あり、動作なし |
| (7) その他の機器の動作状態 | 正常、異常 |

7.3.2 特定小電力型監視装置から警報送信のデータが伝送された場合は、クラウ

ドサーバ上のプログラムに中継すること。

7.3.3 クラウドサーバー上のプログラムから伝送される以下の制御信号等について、指定された特定小電力型監視装置に中継すること。

- (1) リクエスト送信要求
- (2) 制御送信要求
- (3) 設定情報変更要求

7.3.4 定期的に時刻補正を行うこと。

7.3.5 通信手順及び通信プロトコル

本装置 — クラウドサーバー上のプログラム間の通信手順及び通信プロトコルの詳細は、別途指示する。

7.3.6 設定端末等から送受信周波数 920.6～923.4MHz のうち 200kHz 間隔で 15 波のうち 8 波を選択できること。

7.3.7 設定用端末

制御部と接続して、次の設定変更が行えること。

- (1) データ管理
- (2) 送受信周波数
- (3) 特定小電力型監視装置の送受信周波数
- (4) 特定小電力型監視装置の設定機能
- (5) その他設定変更に必要なもの

7.4 電氣的条件

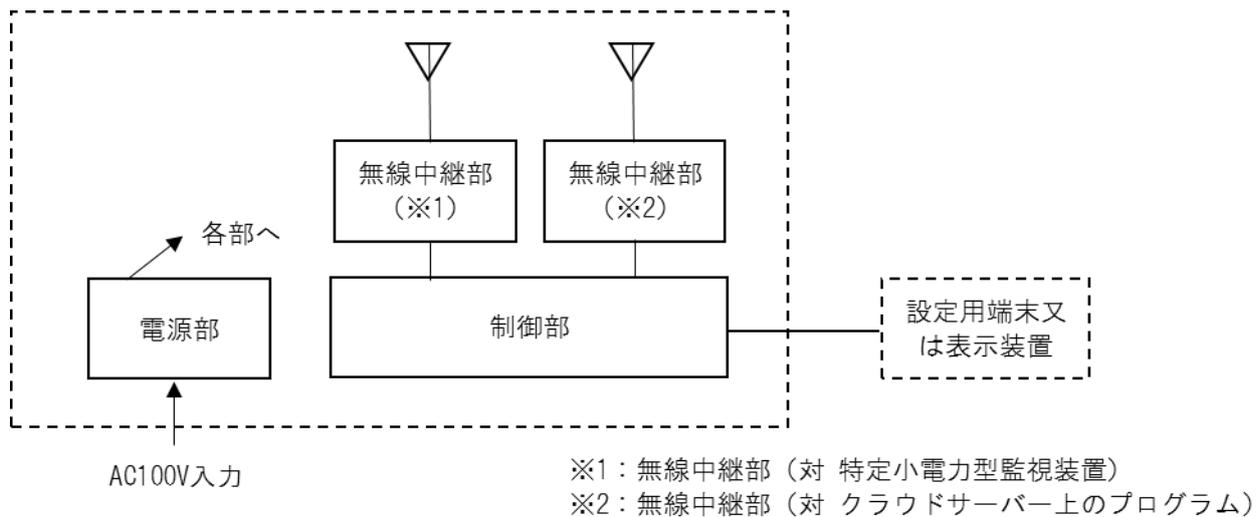
7.4.1 本装置は、周囲温度 -10°C ～ 40°C 、相対湿度 40%～90%（結露しない）の範囲において本仕様を満足させること。なお、カタログ製品等の一般汎用品についてはこの限りでない。

7.4.2 時刻精度は、日差 ± 3 秒以下とする。

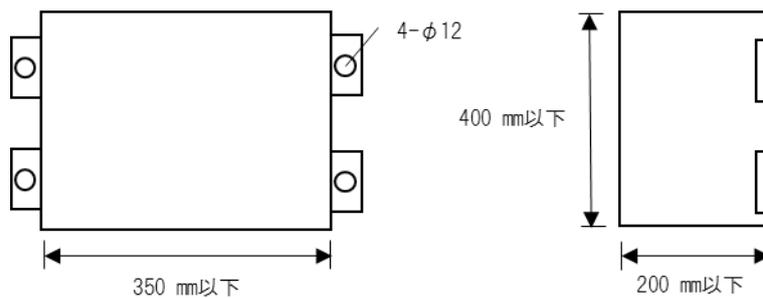
7.4.3 電源電圧の変動 $\pm 10\%$ において本仕様を満足すること。

7.4.4 消費電力

25W 以下



第 1 図 系統図



第 2 図 外観図

	予備品数量 (単位：個)			
	現用数が 1～3	現用数が 4～5	現用数が 6～10	現用数が 11～
ヒューズ	5	10	15	20
表示灯 (発光ダイオード)	1			

第 1 表 予備品表

交 整 仕 W - 4 6
平 成 30 年 6 月 制 定

特 定 小 電 力 型 監 視 装 置 (K U D - 2)

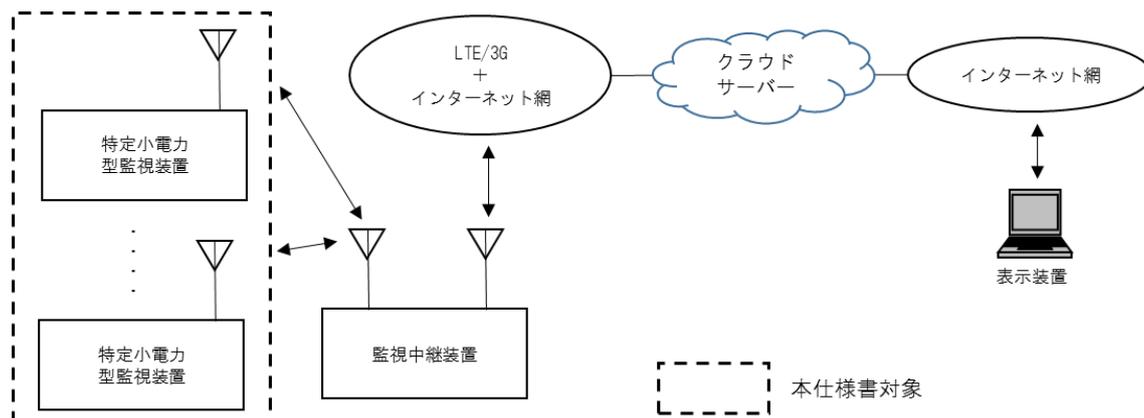
製 造 仕 様 書

海 上 保 安 庁

1 概 説

1.1 用 途

本装置は、灯台、灯浮標及び灯標（以下、「航路標識」という）に設置して航路標識の灯火、位置等の情報を監視中継装置経由で、クラウド上へ伝送するもので、クラウド上でプログラム処理されたデータを保安部等に設置した表示装置（小型電子計算機）で航路標識の監視制御を行うものである。



1.2 仕様書等

本装置の設計、製造及び検査は、本仕様書並びに航路標識等機器共通仕様書（交整仕G-7）によるほか下記(1)項の関連仕様書によるものとし、規格については、下記(2)項の公の規格等に準拠すること。

(1) 関連仕様書

監視中継装置（EUD-1）

灯火監視クラウドシステム構築業務（交整仕2908）

(2) 公の規格

日本工業規格（JIS）

日本国内電波関係法令

ARIB STD-T108

日本国内電気通信関係法令

情報処理装置等電波障害自主規制協会（VCCI）基準

2 品 名

特定小電力型監視装置

3 構 成

本装置の構成は、次のとおりとする。

特定小電力型監視装置	1 式
付属品	1 式

予備品

1 式

4 定 格

4.1 送受信周波数

920.6～923.4MHz のうち指定する 1 波（別途指示する）

4.2 送信出力

20mW（13dBm）

4.3 変調方式

周波数拡散方式

4.4 周波数拡散率

SF12

4.5 周波数帯域幅

200kHz

4.6 通信方式

単信方式

4.7 電波型式

F1D

4.8 空中線指向性

無指向性

4.9 空中線利得

2dBi 以上 3dBi 以下

4.10 技術基準適合証明

送受信装置、空中線ともに、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）に基づく、技術基準適合証明を取得していること。

4.11 所要電源

DC12V 又は DC24V（別途指示する）

5 各部の構成

5.1 特定小電力型監視装置

本体

通信用空中線

GPS 用空中線（通信用空中線と併用可能の場合は不要）

本体は、第 1 図の系統図を標準とする。

5.2 付属品

本体取付金具

1 式

空中線取付金具

1 式

ケーブル類

1 式

市販製品の付属品 1 式

その他、保守点検上必要な特殊工具が有る場合は添付すること。

5.3 予備品

ヒューズ 第1表による

発光ダイオード 第1表による

6 各部の構造

6.1 特定小電力型監視装置本体

6.1.1 外観構造及び重量は次のとおりとし外観は第2図を標準とする。

前幅 350mm 以下

奥行 200mm 以下

高さ 400mm 以下

重量 15kg 以下

6.1.2 確実かつ容易に航路標識内部等に取り付できる構造であること。

6.1.3 筐体の防塵・防水性能は IP33 以上を有するものとし、樹脂ボックス等を使用してもかまわない。

6.1.4 壁掛型であること。

6.1.5 筐体の適当な位置に、通信用空中線、GPS 用空中線、電源線、信号線及び予備線の引込口を設けること。

なお、引込口は防水コネクタグランドにより防水処置を行うこと。

6.1.6 本体内部に以下を表示すること

動作状況（電源 ON/OFF、正常/異常）

無線通信状態及び通信状況

6.2 通信用空中線及び GPS 用空中線

空中線は、屋外設置型とし、防水性能は IPX6 以上とする。

なお、防止機能を満足させるため、筐体等の組込む形も可能とする。また、通信用空中線と GPS 空中線を併用してもかまわない。

7 必要条件

7.1 材料についての条件

本体各部には市販製品を使用しても良いが、次に示す条件を満足すること。

なお、使用にあたっては、予め監督職員の承諾を得ること。

7.1.1 材料及び部品は、振動、衝撃に十分耐えるものを使用すること。

7.1.2 主要演算はマイクロプロセッサによること。

7.1.3 主要記録素子は半導体 ROM 及び RAM を使用すること。

7.1.4 単独測位の可能な位置測定部（GPS モジュール）を有すること。

7.2 機械工作についての条件

7.2.1 塗装色はマンセル 2.5Y/8/2 半つやを標準とするが、これによりがたい

場合は監督職員と協議する。また、一般市販品を使用する場合はこの限りでない。

7.2.2 空中線取付金具

堅牢強固に通信用空中線及びGPS用空中線を取付可能な構造とすること。

7.3 機能についての条件

監視中継装置、灯火監視クラウドシステム上のプログラム及び表示装置と連携して以下の動作を行えること。

7.3.1 データの管理

以下の項目について、監視中継装置経由で表示装置上に確認できるよう、クラウドサーバへデータを伝送すること。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 標識名称 | ID |
| (2) 送信時刻 | 年月日時分秒 |
| (3) 灯火の情報 | 正常点灯、灯質異常、消灯 |
| (4) 蓄電池の状態 | 電圧、温度 |
| (5) 標識の位置情報 | 緯度経度 |
| (6) 衝突センサーの動作状態 | 動作あり、動作なし |
| (7) その他の機器の動作状態 | 正常、異常 |

7.3.2 前項(3)、(4)、(6)及び(7)の出力信号は以下のとおり

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 灯火の情報 | 無電圧接点 |
| (2) 蓄電池の状態 | アナログ信号 |
| (3) 衝突センサー | 無電圧接点 |
| (4) その他の機器の動作状態 | 無電圧接点 |

7.3.3 監視項目の分類

検出項目について以下のとおり分類する。

項目の分類	動作
重故障	即時送信
軽故障	次回の定時等に送信
状態変化	次回の定時等に送信

7.3.4 監視項目の状態

(1) 灯器

状態	項目の分類
正常点灯	状態変化
灯質異常	重故障
消灯	重故障

(2) 衝突センサー

状態	項目の分類
衝突センサー動作あり	重故障
衝突センサー異常なし	状態変化

(3) 蓄電池

状態	項目の分類
電圧	状態変化
温度	状態変化

(4) 標識の位置

状態	項目の分類
緯度経度	状態変化

(5) その他機器の動作状態

状態	項目の分類
正常	状態変化
異常	重故障

7.3.5 監視中継装置、表示装置及びクラウド上のプログラムとの通信

(1) 定時送信

設定した時刻に、7.3.1の項目及び7.3.4の状態（以下「状態データ」という）を通知すること。

なお、送信時刻は任意に設定変更可能なこと。

(2) リクエスト送信

表示装置からの制御によりリクエスト送信要求があった場合は状態データを通知すること。

(3) 制御送信（警報リセット）

表示装置から制御送信要求があった場合は、外部機器に制御要求を送信し、状態データを通知すること。また、本装置のリセット機能も行い得ること。

(4) 警報送信

監視項目で重故障（即時送信）に設定した項目を感知した場合は重故障を発生した状態データのみ通知すること。また、衝突センサーの重故障の場合は、標識の位置も通知すること。

(5) 再送信

定時、リクエスト、制御及び警報送信が失敗した場合は各送信から設定した送信間隔で送信すること。

なお、再送信間隔及び再送信回数は任意に設定可能なこと。

7.3.6 時刻補正

定期的に監視中継装置等にアクセスして自動補正を行うこと。

7.3.7 設定機能

表示装置から次の自局の設定データを変更できること。

(1) 定時送信時刻

(2) 受信待ち時間

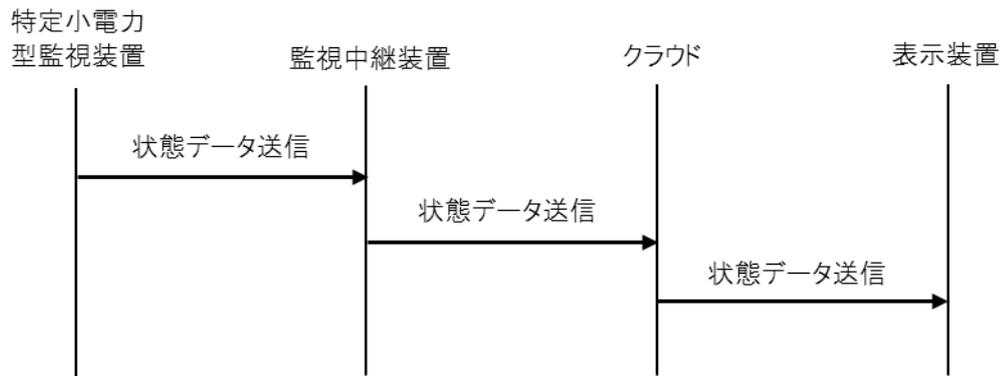
7.4 通信手順等

本装置から表示装置の通信は以下によるものとし、追加変更がある場合は予め承諾を得ること。

全ての通信手順及びデータ構造は公開すること。

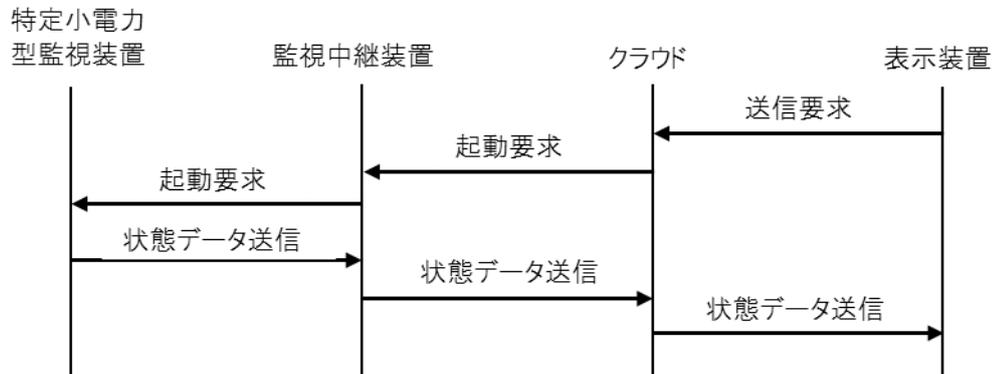
(1) 監視装置送信

- ・ 定時送信
- ・ 警報送信



(2) 表示装置発信

- ・ リクエスト送信
- ・ 制御送信



7.5 電氣的条件

(1) 本装置は、周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $40\%\sim 90\%$ （結露しない）の範囲において本仕様を満足させること。なお、カタログ製品等の一般汎用品についてはこの限りでない。

(2) 時刻精度

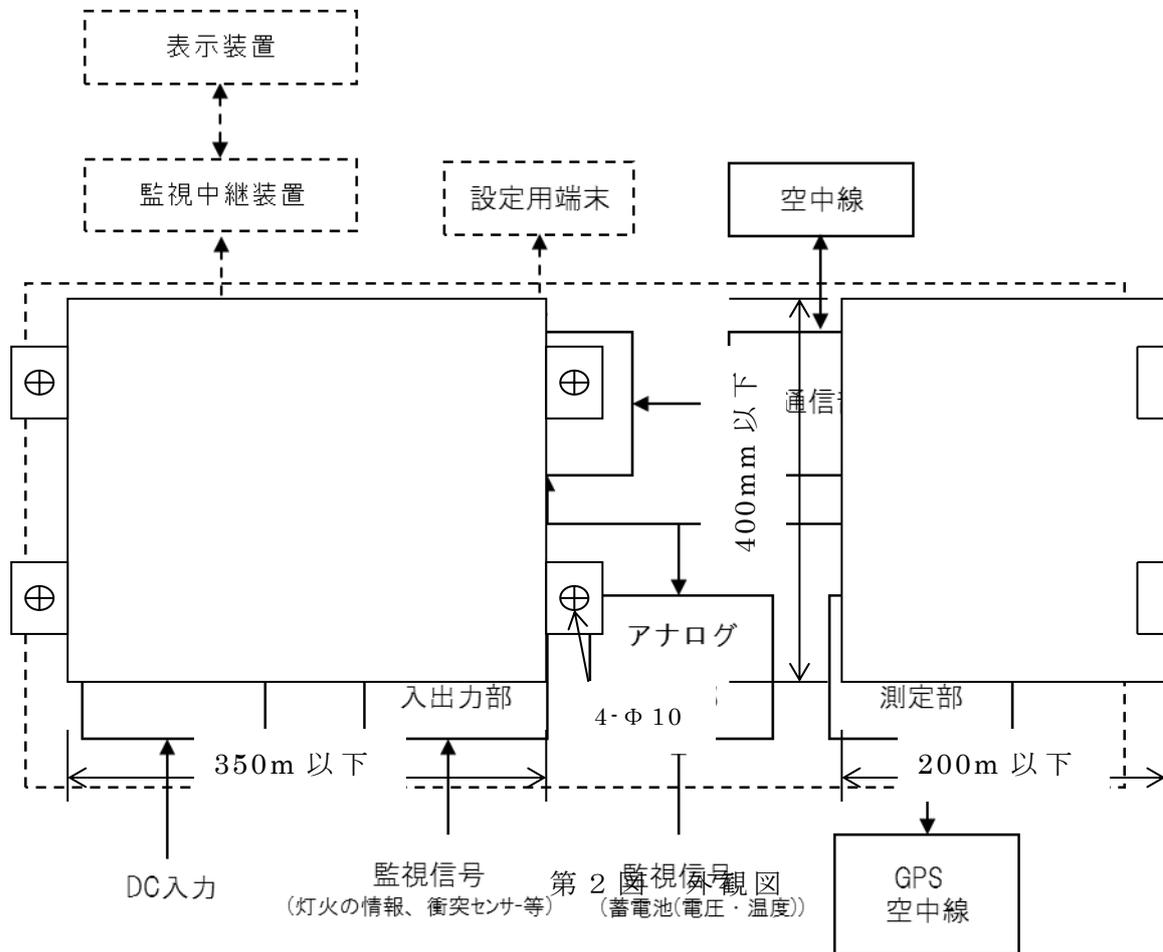
日差 ± 3 秒以下

(3) 電源電圧の変動 $\pm 10\%$ において本仕様を満足すること。

(4) 消費電力

待機時 12V : 1.0W以下、24V : 2.0W以下

送信時 12V : 2.0W以下、24V : 4.0W以下



第1図 系統図

第 1 表 予備品表

品 目	予備品数量 (単位：個)			
	現用数が	現用数が	現用数が	現用数が
	1～3	4～5	6～10	11以上
ヒューズ	5	10	15	20
表示灯 (発光ダイオード)	1			

交 整 仕 C-195
平 成 29 年 3 月 制 定
平 成 30 年 5 月 改 定
令 和 3 年 6 月 改 定

灯 火 監 視 装 置 (K U D-1 B)
製 造 仕 様 書

海 上 保 安 庁

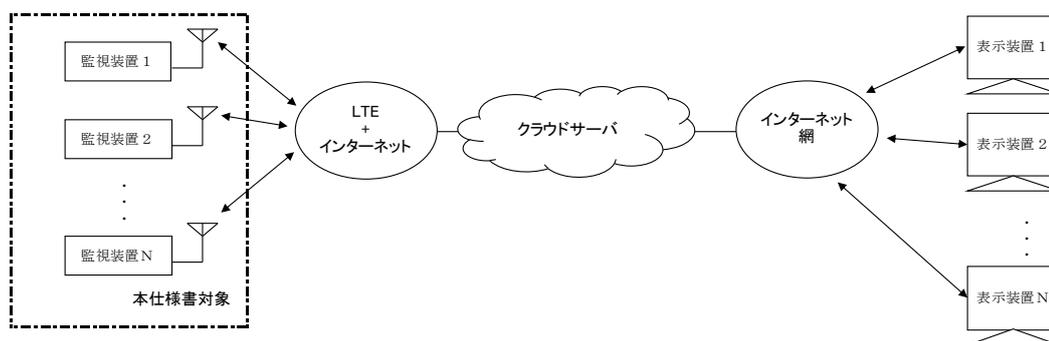
1 概 説

1.1 用 途

本装置は、灯台、灯浮標及び灯標（以下、「航路標識」という）に設置して航路標識の灯火、位置等の情報をクラウドサーバ上のプログラムへ伝送するもので、プログラム処理されたデータを保安部等に設置した表示装置（小型電子計算機）で確認すると共に航路標識の監視を行うものである。

1.2 概 要

航路標識監視システムの概要図は次のとおり



1.3 仕様書等

本仕様書及び航路標識等機器共通仕様書（交整仕G-7）によるほか下記(1)項の関連仕様書によるものとし、規格については、(2)項の公の規格等に準拠すること。

(1) 関連仕様書

灯火監視クラウドシステム構築業務（交整仕 2908）

(2) 公の規格

日本産業規格（JIS）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電機工業会標準規格（JEM）

日本国内電気通信関係法令

情報処理装置等電波障害自主規制協会（VCCI）基準

2 品 名

灯火監視装置

3 構 成

灯火監視装置	1 式
付属品	1 式
予備品	1 式

4 定 格

4.1 通信システム	LTE-M
4.2 ネットワークプロトコル	TCP/IP
4.3 通信プロトコル	MQTT
4.4 計測項目	灯火の状態、蓄電池の状態（電圧、温度）、衝突センサーの状態及び標識の位置
4.5 所要電源	DC12V または 24V（別途指示）

5 各部の構成

5.1 灯火監視装置

本体

通信用空中線

GPS 用空中線（通信空中線と併用可能の場合は不要）

本体は、第 1 図の系統図を標準とする。

5.2 付属品

本体取付金具 1 式

空中線取付金具 1 式

ケーブル類 1 式

市販製品の付属品 1 式

その他、保守点検上必要な特殊工具が有る場合は添付すること。

5.3 予備品

ヒューズ 第 1 表による

発光ダイオード 第 1 表による

6 各部の構造

6.1 灯火監視装置本体

(1) 外観構造及び重量は次のとおりとし概観図は第 2 図を標準とする。

前幅 300mm 以下

奥行 100mm 以下

高さ 300mm 以下

重量 5kg 以下

(2) 確実かつ容易に航路標識内部等に取付できる構造であること。

(3) 筐体の防塵・防水性能は IP67 以上を有するものとし、樹脂ボックス等を使用してもかまわない。

(4) 壁掛型であること。

(5) 筐体の適当な位置に、通信空中線用、電源用、信号線及び GPS 空中線用接栓または引込口を設けること。

なお、接栓または引込口は防水コネクタグランドにより防水処置を行うこと。

(6) 本体内部に以下を表示すること

動作状況（電源 ON/OFF、正常/異常）

無線通信状態及び通信状況

6.2 空中線

空中線は屋外設置型とし、防水性能は IPX6 以上とする。

なお、通信用空中線と GPS 空中線を併用可能な場合は GPS 空中線不要とする。

7 必要条件

7.1 材料についての条件

本体各部には市販製品を使用しても良いが、次に示す条件を満足すること。

なお、使用にあたっては、予め監督職員の承諾を得ること。

(1) 材料及び部品は、振動、衝撃に十分耐えるものを使用すること。

(2) 主要演算はマイクロプロセッサによること。

(3) 主要記録素子は半導体 ROM 及び RAM を使用すること。

(4) 単独測位の可能な位置測定部（GPS モジュール）を有すること。

7.2 機械工作についての条件

(1) 塗装を施す場合は、監督職員と協議すること。

なお、一般市販品を使用する場合はこの限りでない。

(2) 空中線取付金具は、堅牢強固に取付可能な構造とすること。

7.3 機能についての条件

既存の「灯火監視クラウドシステム構築業務」で作成したクラウド上のプログラム及び別途調達する表示装置と連携して以下の動作を行えること。

(1) データの管理

以下の項目について表示装置上で確認できるよう、クラウドサーバへデータを伝送すること。

(ア) 標識名称 (ID)	ID
(イ) 時刻	年月日時分秒
(ウ) 灯火の情報	正常点灯、灯質異常、消灯
(エ) 蓄電池の状態	電圧、温度
(オ) 標識の位置情報	緯度経度
(カ) 衝突センサーの動作状態	動作あり、動作なし
(キ) その他機器の動作状態	正常、異常

(2) 前項(エ)、(オ)及び(キ)の出力信号は以下のとおり

- (エ) 灯火の情報 無電圧接点
- (オ) 蓄電池の状態 アナログ信号
- (キ) 衝突センサー 無電圧接点

(3) 監視項目の分類

検出項目については以下のとおり分類する。

項目の分類	動作
重故障	即時送信
軽故障	次回の定時等に送信
状態変化	次回の定時等に送信

(4) 監視項目の状態

(ア) 灯器

状態	項目の分類
正常点灯	状態変化
灯質異常	重故障
消灯	重故障

(イ) 衝突センサー

状態	項目の分類
衝突センサー動作あり	重故障
衝突センサー動作なし	状態変化

(ウ) 蓄電池

状態	項目の分類
電圧	状態変化
温度	状態変化

(エ) 標識の位置

状態	項目の分類
緯度経度	状態変化

(オ) その他機器の動作状態

状態	項目の分類
正常	状態変化
異常	重故障

(5) 表示装置及びクラウド上のプログラムとの通信

(ア) 定時送信

設定した時刻に (1)の項目及び(4)の状態 (以下「状態データ」という) を 5分以内に通知すること。

なお、送信時刻は任意に設定変更可能なこと。

(イ) リクエスト送信

表示装置からの制御によりリクエスト送信要求があった場合は状態データを通知すること。

(ウ) 制御送信 (警報リセット)

表示装置から制御送信要求があった場合は、外部機器の制御要求を送信し、状態データを通知すること。また、本装置のリセットも行い得ること。

(エ) 警報送信

監視項目で重故障 (即時送信) に設定した項目を感知した場合は重故障を発生した状態データのみ通知すること。また、衝突センサーの重故障の場合は、標識の位置も通知すること。

(オ) 再送信

定時、リクエスト、制御及び警報送信が失敗した場合は各送信から設定した再送信間隔で送信すること。

なお、再送信間隔及び再送信回数は任意に設定可能なこと。

(カ) テスト送信

テスト送信用のスイッチを有すること。

(6) 時刻補正

定期的にNTPサーバ等にアクセスして自動補正を行うこと。

(7) 設定機能

表示装置から次の自局の設定データを変更できること。

(ア) 定時送信時刻

(イ) 受信待ち時間

(ウ) 再送信間隔

(エ) 再送信回数

(8) 省電力機能

(ア) 蓄電池の電圧監視時に計測回路に流れる電流は 0.5mA 以下とする。また、計測中以外は 0.1mA 以下とする。

(9) 監視制御インターフェース

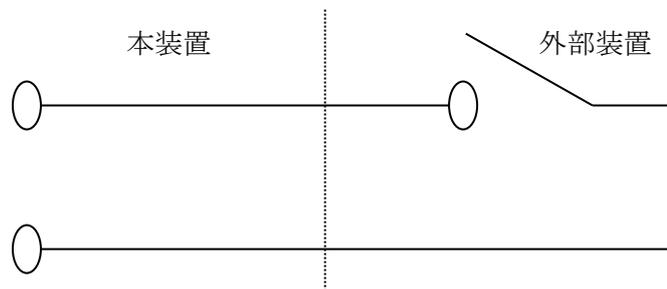
状態変化として検出する設定	条件
a 接点 (標準)	開：信号無効、閉：信号有効
b 接点	開：信号有効、閉：信号無効
a 接点及び b 接点	開 → 閉、閉 → 開：信号有効

入力仕様

開：信号無効 抵抗値 1MΩ 以上

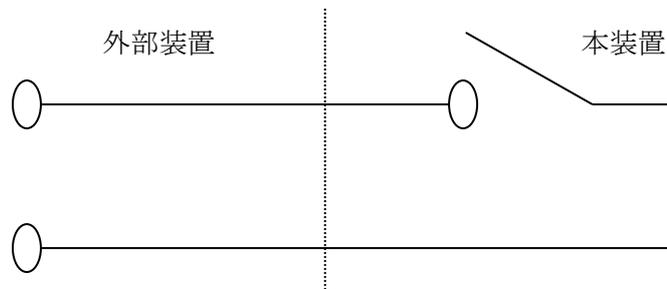
閉：信号有効 接点容量 24V 以下

入力形態は次図による



出力仕様 無電圧接点出力
開：信号無効 抵抗値 1MΩ 以上
閉：有効信号 接点容量 24V 以下

出力形態は次図による

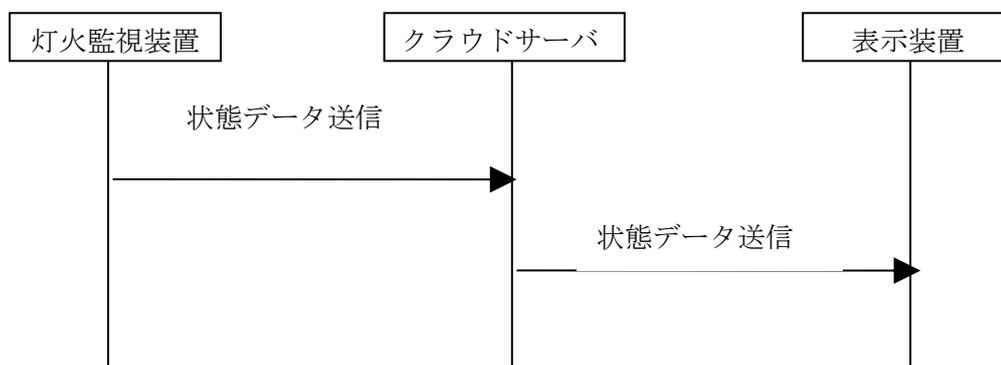


7.4 通信手順等

灯火監視装置から表示装置の通信は以下によるものとし、変更がある場合は
予め承諾を得ること。なお、詳細は別途指示する。

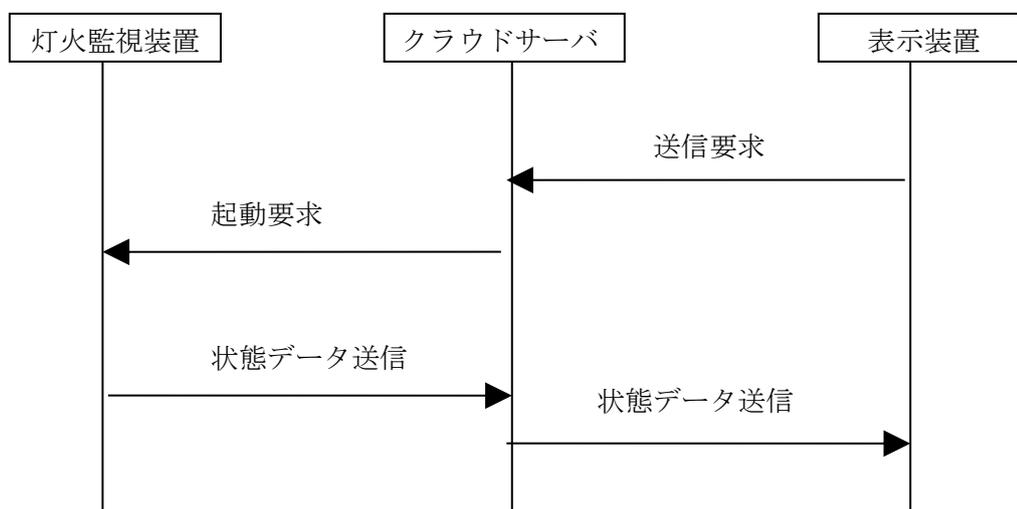
(1) 灯火監視装置発信

- ・ 定時送信
- ・ 警報送信



(2) 表示装置発信

- ・ リクエスト送信
- ・ 制御送信



7.5 電气的条件

(1) 本装置は、周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 40%~90% (結露しない) の範囲において本仕様を満足させること。なお、カタログ製品等の一般汎用品についてはこの限りでない。

(2) 本装置は自然空冷方式とする。

(3) 通信モジュールは LTE-M 対応とすること。

(4) 時刻精度

日差 ± 3 秒以下

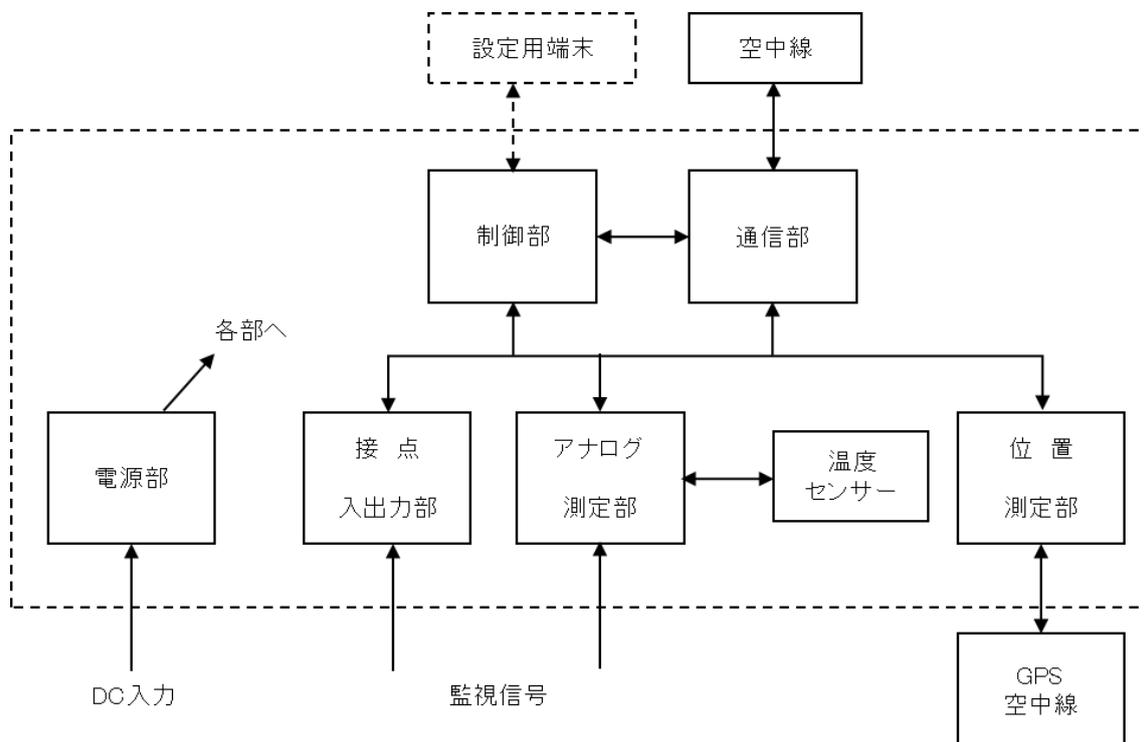
(5) 電源電圧の変動 $\pm 10\%$ において本仕様を満足すること。

(6) 消費電力

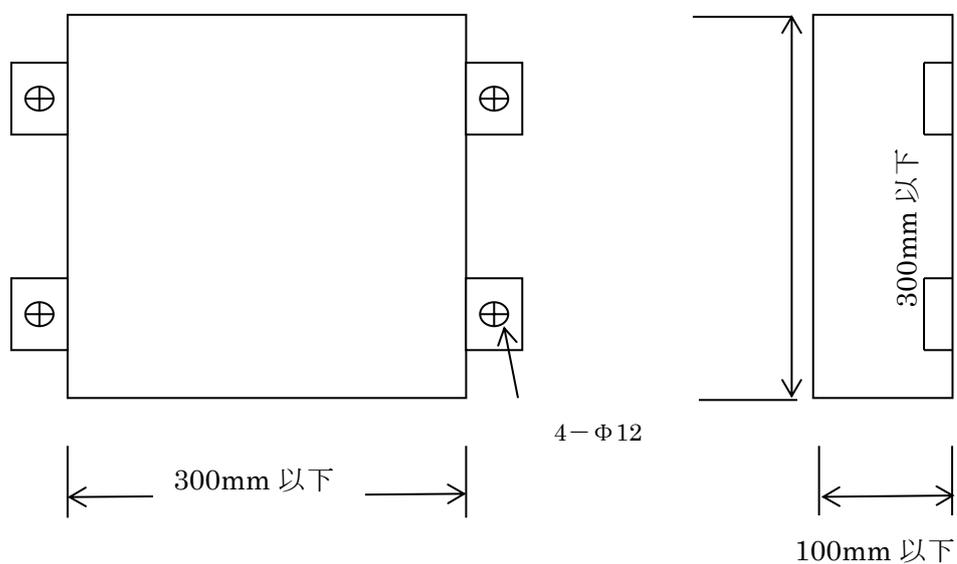
待機時 12V : 1W以下、24V : 1.5W以下

定時送信時 12V : 2W以下、24V : 3W以下 (平均値)

※平均値算出は指数化平均方式または移動平均方式による。



第1図 系統図



第2図 概観図

第1表 予備品表

品 目	予備品数量 (単位：個)			
	現用数が	現用数が	現用数が	現用数が
	1～3	4～5	6～10	11以上
ヒューズ	5	10	15	20
表示灯 (発光ダイオード)	1			

令和 年 月 日
(提出年月日)

海上保安庁交通部整備課長 殿

競争参加者の
住所
氏名 印 (またはサイン)

海上保安庁航路標識機器等技術調査願

- 1 調達物品名 (入札公告等に明示された契約件名)
- 2 提出資料 (調査項目の番号及び項目名)
 - (1) 品質管理体制
 - (2) 製造工程及び工程管理
- 3 連絡員の氏名及び電話番号

海上保安庁航路標識機器技術調査項目

	調査項目	調査内容	提出資料	備考
1	品質管理体制	調達予定機器又はこれと同種機器に使用する部品の受入検査並びに機器製造過程における品質管理の方法及びその社内組織等をもとに品質管理体制の良否を調査する。	部品の受入検査、機器製造過程の品質管理の方法及びそのための社内組織並びに設備名等	
2	製造工程及び工程	調達予定機器の製作にかかる工程表をもとに製造工程及び工程管理の体制の良否を調査する。	機器構成区分毎の製造工程表及び一般的な製造工程管理体制ならびに当該機器に対する工程管理体制	

監視中継装置9式ほか8点製造

総合評価基準

令和4年4月

海上保安庁

1. はじめに

本資料は、海上保安庁が調達する「監視中継装置9式ほか8点製造」に対する機能・性能、技術能力及びアフターサービスに対する総合評価についての基準を示すものである。

2. 要求要件について

(1) 必須の要求要件

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

(2) 必須以外の要求要件

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせ設定したもので、この要求要件による合否の判定は行わない。

3. 得点の付与方式

(1) 基礎点（70点）

必須要件である製造仕様書に明示された機能を満たしている場合に基礎点を付与する。

(2) 付与点（32点）

必須以外の要求要件については、「評価項目配点表」に示された加点基準によって点数を付加する。

4. 性能等評価点の集計方法

102点を満点とし、基礎点70点に「評価項目配点表」に基づいて付加された点数を合計し、性能等評価点とする。

5. 算出方法

総合評価点＝基礎点×（1-入札価格÷予定価格）＋付加点

「監視中継装置9式ほか8点製造」評価項目

1 評価方法

(1) 基礎点

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

(2) 付加点

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせて設定したものである。

2 評価項目配点表

中項目	小項目	評価要素	必須項目	付与		備考
		項目				
基礎点	必須要求要件	仕様書を満足しているか。		70.0		
付与点 (加点措置)		不可店内訳に示された加点基準によって点数を付加		30.0	32.0	
				2.0		
合計				102		
【付与点内訳】						
1. 機能・性能 配点11	①電源容量	別紙による。		8.0		
	②外形寸法	評価しない。		-		
	③操作性	評価しない。		-		
	④設計性能	別紙による。		2.0		
	⑤設計機能	別紙による。		1.0		
	⑥拡張性	評価しない。		-		
	⑦接続性	評価しない。		-		
	⑧設計信頼性	評価しない。		-		
	⑨環境条件	評価しない。		-		
	⑩構成・機構	評価しない。		-		
		中計			11.0	
2. 技術能力等 配点4	①設計製造体制	別紙による。		1.0		
	②品質管理体制	別紙による。		3.0		
	③納入製造実績	評価しない。		-		
		中計			4.0	

3. アフターサービス 配点7	①保守部品の供給体制	別紙による。		2.0	
	②保守体制	別紙による。		2.0	
	③運用者への教育訓練体制	別紙による。		2.0	
	④保証条件等	別紙による。		1.0	
	中計			7.0	
4. ワーク・ライフ・バランス等 推進 配点5	関係通達に基づく取組	別紙による。		5.0	
	中計			5.0	
6. 公的個人認証 及び電子入札の推進 配点3	関係通達に基づく取組	別紙による。		1.0	
	中計			3.0	
7. 賃上げの実施 を表明した企業等 に対する加点 配点3	関係通達に基づく取組	別紙による。		2.0	
	中計			2.0	
付与点合計				32.0	

「監視中継装置9式ほか8点製造」評価項目配点表

中項目	小項目	分類	評価要素		必要な提出書類		
			項	目			
1. 基礎点			仕様書を満足している	付与点	満点		
			中 計			70	
2. 機能・性能	①電源容量	最大消費電力 (EUD-1) 仕様：25W以下	最大消費電力が20W以下	2	2	設計書	
			最大消費電力が22.5W以下	1	-		
		最大消費電力 (KUD-2) 仕様：待機時：1W、送信時：2W以下 (12V系) 待機時：2W、送信時：4W以下 (24V系)	最大消費電力が待機時：0.8W以下、送信時：1.6W以下 (12V系) 最大消費電力が待機時：1.6W以下、送信時：3.2W以下 (24V系)	3	3	設計書	
			最大消費電力が待機時：0.9W以下、送信時：1.8W以下 (12V系) 最大消費電力が待機時：1.8W以下、送信時：3.6W以下 (24V系)	2	-		
			最大消費電力 (KUD-1B) 仕様：待機時：1W、送信時：2W以下 (12V系) 待機時：1.5W、送信時：3W以下 (24V系)	3	3		
			最大消費電力が待機時：0.8W以下、送信時：1.6W以下 (12V系) 最大消費電力が待機時：1.2W以下、送信時：2.4W以下 (24V系)	2	-		
			小 計			8	
	②外形寸法			評価しない。	0	-	
				小 計			-
	③操作性			評価しない。	0	-	
				小 計			-
	④設計性能	温度動作		自然空冷である。(強制空冷ではない。)	1	1	図面、構成部材一覧
			障害箇所等の交換修理	各部の内部ユニット等の交換部品は修理に際し経済的であり、かつ簡易に交換できる。	1	1	図面、設計書
			小 計				2
	⑤設計機能	遠隔操作		遠隔で装置の再起動ができる。	1	1	設計書
			小 計				1
	⑥拡張性			評価しない。	0	-	
		小 計					-
	⑦接続性			評価しない。	0	-	
		小 計					-
⑧設計信頼性			評価しない。	0	-		
	小 計					-	
⑨環境条件			評価しない。	0	-		
	小 計					-	
⑩構成・機構			評価しない。	0	-		
	小 計					-	
			中 計			11	
3. 技術能力等	①設計・製造体制	設計・製造体制	有資格者(国家資格：応用情報技術者)を有する体制である。	1	1	資格証明書写し	
		小 計				1	
	②品質管理・検査体制	品質管理及び検査体制	検査要領、工程及び検査項目が明確である。 (測定項目別に整理された検査要領書及び検査表がある。)	1	1	要領書、工程表、検査項目一覧	
			検査実施場所及びその設備は自主設備である。	1	1	会社パンフレット等確認可能な書類	
			有資格者(国家資格：技術士(電気電子または情報工学))を有する体制である。	1	1	資格証明書写し	
	小 計				3		
③納入製造実績			評価しない。	0	-		
			小 計			-	
			中 計			4	

「監視中継装置9式ほか8点製造」評価項目配点表

中項目	小項目	分類	評価要素		必要な提出書類	
			項 目	付与点 満点		
4. アフターサービス	①保守部品の供給体制	保守部品の保有期間	保守部品の保有期間が15年以上	2	2	主要部品一覧、証明書類
			保守部品の保有期間が12年以上	1	-	
		小 計			2	
	②保守体制	営業時間内(平日)において技術者に連絡を要する時間	メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が1時間以内	2	2	体制表、主要な責任者、保守代理店があれば証明書
				1	-	
		小 計			2	
	③運用者への教育訓練体制	教育訓練体制が明確	当庁職員に対する運用操作、維持管理に必要な技術習得に関する研修(納入箇所毎に数時間程度)が可能な教育体制がある。	2	2	体制表、主要な責任者
			当庁職員に対する運用操作、維持管理に必要な技術習得に関する研修(納入のある管区本部毎に数時間程度)が可能な教育体制がある。	1	-	
		小 計			2	
	④保証条件等	無償保証修理期間(人的瑕疵、地震、雷、火災及びその他天災地変を除く。)	履行完了後無償保証修理期間が3年以上	1	1	証明書等関連書類
			小 計			
	中 計					7
5. ワーク・ライフ・バランス等推進	認定関係に基づく取組	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	女性活躍推進法に基づくプラチナの認定を受けている。	5	5	認定等確認通知書
			女性活躍推進法に基づく3段目の認定を受けている。	4	-	
			女性活躍推進法に基づく2段目の認定を受けている。	3	-	
			女性活躍推進法に基づく1段目の認定を受けている。	2	-	
		小 計			5	
	次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定)	次世代法に基づく「プラチナくるみん」認定を受けている。	4	4		
		次世代法に基づく「くるみん(新基準)」認定を受けている。	3	-		
		次世代法に基づく「くるみん(旧基準)」認定を受けている。	2	-		
	小 計			4		
	若者雇用推進法に基づく認定	若者雇用促進法に基づく認定を受けている。	4	4		
小 計			4			
中 計 ※複数の場合は最も高い点を採用					5	
6. 公的個人認証及び電子入札の推進	情報システムに係る調達等における認定事業者	公的個人認証法又は同法施工規則に基づく認定	認定事業者に該当する。	1	1	認定書及び申立書等
		官民データ活用推進基本法及び公的個人認証法に定める証明証の利用状況	公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者に該当する。	2	2	
		小 計			3	
中 計					3	
7. 賃上げの実施を表明した企業等に対する加点	賃上げの実施を表明した企業等	給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】※1、2	2	2	(大企業) ・従業員への賃金引上げ計画の表明書
			令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※1、2			(中小企業) ・従業員への賃金引上げ計画の表明書 ・法人税申告書別表
		小 計			2	
中 計					2	
合 計					102.0	

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙2)の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)(を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日(別紙1の1に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表」(別紙3)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※3及び4)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

※3 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙2の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙3の「支払金額」とする。

※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙4のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は
対前年）増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択*

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする
ことを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択*

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告者の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

法人事業概況説明書

別紙 2

F B 1



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号	□□□□□□□□
法人名	屋号()
事業年度	自平成□□年□□月□□日 至平成□□年□□月□□日
税務署 処理欄	□□□□□□□□
電話()	-
自社ホームページの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
法人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
(自社ホームページアドレス)	

1 事業内容	()業	2支店・子会社の状況	(1) 国内支店・店舗数 □□□□	(2) 国内子会社の数 □□□□
			支店・店舗数 □□□□	海外子会社の数 □□□□
			支店・店舗数 □□□□	うち50%以上の出資割合の子会社数 □□□□
			支店・店舗数 □□□□	出資割合 □□□□%
		3海外取引状況	(1) 取引種類	(2) 取引金額(百万円)
			<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			輸入相手国 主な商品	輸出相手国 主な商品
			輸出相手国 主な商品	その他 ()

4 期末従業員等の状況	(1) 期末従業員	□□□□	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	8 経理の状況	(1) 区分	氏名	代表者との関係
	(2) 期末従業員	□□□□		(2) Windows <input type="checkbox"/> Mac <input type="checkbox"/> Linux <input type="checkbox"/>	(1) 現金		<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人		
	(3) 期末従業員	□□□□		(3) その他 ()	(2) 通帳		<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人		
	(4) 期末従業員	□□□□		(4) 会計ソフトの利用等	(2) 試算表の作成状況		<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> おむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ		
	計	□□□□	(5) 会計ソフト名	(3) 源泉徴収対象所得	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬料金 <input type="checkbox"/> 利息等				
	計のうち代表者家族数	□□□□	(6) メールソフト名	(4) 当期課税売上高(単位：千円)	<input type="checkbox"/> 配当 <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 退職				
	計のうちアルバイト数	□□□□	(7) データの保存先	(5) 社内監査	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	(2) 資金の定め方	<input type="checkbox"/> A面完結 <input type="checkbox"/> B歩合給 <input type="checkbox"/> AB併用	(1) 電子商取引(インターネット取引)	(1) 経理方式	<input type="checkbox"/> 税抜経理方式 <input type="checkbox"/> 税込経理方式				
	(3) 住宅・寮の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 販売チャネル	(2) 経理方式	<input type="checkbox"/> 税抜経理方式 <input type="checkbox"/> 税込経理方式				
			7株主又は株式所有異動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	9役員又は役員報酬額の異動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

10 主要科目	売上(収入)高	□□□□□□□□	特別損失	□□□□□□□□
	上記のうち兼業売上(収入)高	□□□□□□□□	税引前当期損益	□□□□□□□□
	売上(収入)原価	□□□□□□□□	資産の部合計(負債の部合計+純資産の部合計)	□□□□□□□□
	期首棚卸高	□□□□□□□□	現金預金	□□□□□□□□
	原材料費(仕入)高注2	□□□□□□□□	受取手形	□□□□□□□□
	労務費※福利厚生費等を除いてください	□□□□□□□□	売掛金	□□□□□□□□
	外注費	□□□□□□□□	棚卸資産(未成工事支出金)	□□□□□□□□
	期末棚卸高	□□□□□□□□	貸付金	□□□□□□□□
	減価償却費	□□□□□□□□	建物	□□□□□□□□
	地代家賃	□□□□□□□□	機械装置	□□□□□□□□
売上(収入)総利益	□□□□□□□□	車両・船舶	□□□□□□□□	
役員報酬	□□□□□□□□	土地	□□□□□□□□	
従業員給料	□□□□□□□□	負債の部合計(資産の部合計-純資産の部合計)	□□□□□□□□	
交際費	□□□□□□□□	支払手形	□□□□□□□□	
減価償却費	□□□□□□□□	買掛金	□□□□□□□□	
地代家賃	□□□□□□□□	個人借入金	□□□□□□□□	
営業損益	□□□□□□□□	その他借入金	□□□□□□□□	
特別利益	□□□□□□□□	純資産の部合計(資産の部合計-負債の部合計)	□□□□□□□□	

注4 11代表者に対する報酬等の金額	報酬	□□□□□□□□	貸付金	□□□□□□□□	仮払金	□□□□□□□□
賃借料	支払利息	□□□□□□□□	借入金	□□□□□□□□	仮受金	□□□□□□□□

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
 注2 金銭貸付・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
 注3 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

この用紙はとじこまないでください

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %	13 主な設備等の状況
	(2) 事業内容の特異性	
	(3) 売上区分 現金売上 % 掛売上 %	

14 決済日等の状況	売上	締切日		決済日		16 税理士の関与状況	(1) 氏名	
	仕入	締切日		決済日			(2) 事務所所在地	
	外注費	締切日		決済日			(3) 電話番号	
	給料	締切日		支給日			<input type="checkbox"/> 申告書の作成	<input type="checkbox"/> 調査立会

15 帳簿書類の備付状況	帳簿書類の名称		17 加入組合等の状況	(4) 関与状況	<input type="checkbox"/> 決算書の作成	<input type="checkbox"/> 伝票の整理	<input type="checkbox"/> 補助簿の記帳
				<input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳	<input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務		

16 加入組合等の状況	(役職名)	
	(役職名)	
	営業時間	開店 時 閉店 時
定休日	毎週 (毎月) 曜日 (日)	

18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従業員数
		千円	千円	千円	千円				
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
	前期の実績								

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

19 当期の営業成績の概要	
------------------	--

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇

提出者情報表: 住所、氏名、個人番号、事業種目、整理番号、提出媒体、給与、退職、報酬、使用、譲受、斡旋、作成担当者、作成税理士名、税理士番号

提出用 [平成28年1月1日以後提出用] 〇提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面130 その他199)

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) 区分、人、員、支払金額、源泉徴収税額

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) 区分、人、員、支払金額、源泉徴収税額

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) 区分、個人、個人以外、支払金額、源泉徴収税額

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) 区分、人、員、支払金額

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) 区分、人、員、支払金額

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) 区分、人、員、支払金額

提出年月日、身元確認、通信日付印、確認、税務署整理欄

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 [] [] [] [] [] [] [] []

提出者情報表: 住所、氏名、個人番号、事業種目、整理番号、提出媒体、給与、退職、報酬、使用、譲受、斡旋、作成担当者、作成税理士名、税理士番号

控用 [平成28年1月1日以後提出用]

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)
Table with columns for 区分, 人, 員, 支, 払, 金, 額, 源泉, 徴, 収, 税, 額

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)
Table with columns for 区分, 人, 員, 支, 払, 金, 額, 源泉, 徴, 収, 税, 額

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)
Table with columns for 区分, 個人, 個人以外, 支, 払, 金, 額, 源泉, 徴, 収, 税, 額

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
Table with columns for 区分, 人, 員, 支, 払, 金, 額

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
Table with columns for 区分, 人, 員, 支, 払, 金, 額

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)
Table with columns for 区分, 人, 員, 支, 払, 金, 額

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊦俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊦のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊦源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊦退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊦ ㊦のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊦計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊦のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊦のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊦使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊦ ㊦のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊦譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊦ ㊦のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊦あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊦ ㊦のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

1. 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後減点措置を行う。
- ※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能）

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求め

られ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

- 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇